| | | |
|---|---|---|
| 156 | (1)　福岡県北九州市小倉北区西港町64―1　(66.90)<br>(2)　福岡県北九州市小倉北区泉台4―12―13　(126.50) | 北緯33度54分28秒東経130度51分40秒の地点と北緯33度51分41秒東経130度50分52秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 157 | (1)　大分県大分市金池町2―3―4　(63.90)<br>(2)　大分県速見郡日出町大字豊岡乱越4267―72　(602.00) | 北緯33度14分04秒東経131度36分34秒の地点と北緯33度15分06秒東経131度35分44秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |
| 158 | (1)　佐賀県佐賀市神野東2―3―6　(57.80)<br>(2)　佐賀県佐賀市山都町大字梅野字梅野金立山国有林60林班い小班　(233.10) | 北緯33度15分53秒東経130度17分44秒の地点と北緯33度19分27秒東経130度16分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域 |

## ○総務省告示第九十四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第三項の規定に基づき、昭和四十一年郵政省告示第九百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

なお、昭和五十二年郵政省告示第三百九十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十三年郵政省告示第三百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）、昭和五十四年郵政省告示第五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）及び昭和五十六年郵政省告示第九百六十七号（伝搬障害防止区域を指定する等の件）は、廃止する。

平成二十三年三月二十三日　　総務大臣　片山　善博

一　昭和四十一年郵政省告示第九百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三の項から九の項までを削る。

二　昭和四十四年郵政省告示第三百二十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項を削る。

三　昭和四十六年郵政省告示第七十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四の項及び五の項を削る。

四　昭和四十六年郵政省告示第三百四十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表四の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表六の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表八の項を削る。

五　昭和四十七年郵政省告示第五十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表六の項を次のように改める。

| 六 | 削除 |
|---|---|

第二項の表七の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

六　昭和五十三年郵政省告示第六百十号（電波法による伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項から九の項までを削る。

七　昭和五十四年郵政省告示第二百九十六号（電波法等による伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表七の項を次のように改める。

| 七 | 削除 |
|---|---|

第一項の表一一の項を次のように改める。

| 一一 | 削除 |
|---|---|

八　昭和五十七年郵政省告示第八百八十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項から一八の項までを削る。

九　昭和五十九年郵政省告示第二百六十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七の項及び八の項を削る。

十　昭和六十二年郵政省告示第二百十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表六五の項から九二の項までを削る。

十一　昭和六十二年郵政省告示第九百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一一の項及び一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一四の項から二五の項までを削る。

十二　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五四の項を次のように改める。

| 五四 | 削除 |
|---|---|

十三　昭和六十三年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一二の項から一四の項までを削る。

十四　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一七の項を次のように改める。

| 一七 | 削除 |
|---|---|